

11 自動車交通騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の自動車交通騒音の状況を同法第18条に基づき常時監視した結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめ、同法第19条の規定により公表するものです。

1 測定方法の概要

- (1) 測定年月日 令和6年10月28日～令和6年11月20日
 (2) 測定地点 表1に示すように、市内9箇所で24時間調査を実施しました。

2 測定結果の概要

表1に示すとおり、3地点において昼及び夜間の環境基準を超過しておりました。

表1 道路交通騒音測定結果（点的評価）

（単位：デシベル）

路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	車線数	騒音レベル (Leq) (環境基準)	
					昼	夜
東北自動車道	富田町諏訪内 71 地先	準工業地域	C	4	63 (70)	59 (65)
一般国道49号	富田町菱内 16 地先	近隣商業地域	C	4	★72 (70)	★67 (65)
一般国道49号	富田町権現林 1-14 地先	第二種住居地域	B	4	★74 (70)	★70 (65)
一般国道49号	喜久田町菖蒲池 22-591 地先	商業地域	C	4	★74 (70)	★67 (65)
一般国道49号	喜久田町堀之内北原 1-5 地先	調整区域	-	2	70 (70)	65 (65)
一般国道49号	熱海町熱海 6 丁目地内	第一種中高層 住居専用地域	A	2	70 (70)	65 (65)
一般県道 河内郡山線	希望ヶ丘 1-5 地先	第二種住居地域	B	2	62 (70)	55 (65)
一般県道 荒井郡山線	東原 1 丁目 221 地先	第二種住居地域	B	2	67 (70)	61 (65)
市道 伊賀河原柳作線	名郷田 2 丁目 32 地先	近隣商業地域	C	4	65 (70)	58 (65)

(注) 1 「★」は環境基準超過を意味します。

2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。

3 括弧内の数字は環境基準の値です。